

豊明市第7期高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画



計画策定の背景と目的

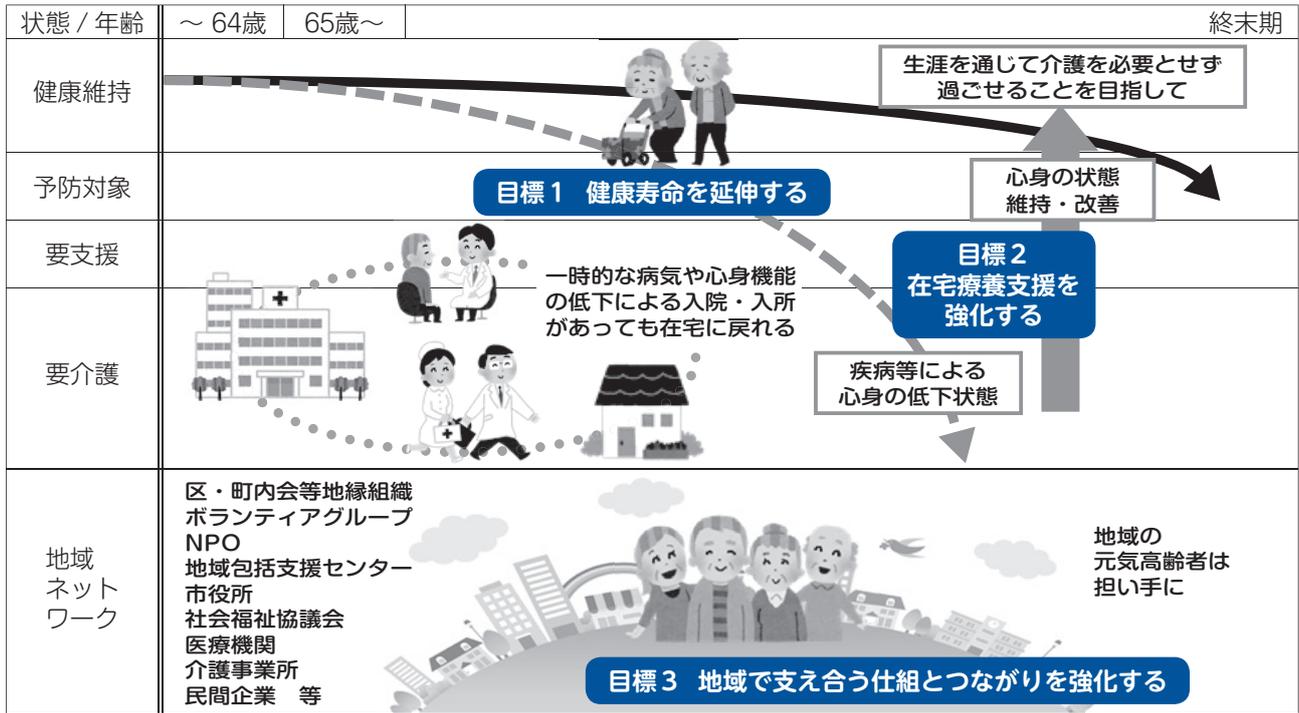
介護保険事業は、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」にもとづき、介護保険事業や各種高齢者施策を推進しています。「介護保険事業計画」は、介護保険法により、3年ごとに見直しをしています。団塊の世代が75歳以上になり、高齢化が一段と進む平成37年（2025年）に向けて、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるために、医療・介護だけでなく地域全体で支援する体制である「地域包括ケアシステム」の取組をもう一步進めるための計画に位置づけるとともに、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、高齢者施策全体の進展を図ることを目指し策定します。

平成30年3月

豊明市

基本理念と3つの目標

「ふつうに 暮らせる しあわせ」を支える地域のかづくり



計画の体系

<基本理念>

「ふつうに 暮らせる しあわせ」を支える地域のかづくり



目標1：健康寿命を延伸する

- ・地域の身近な場所で、楽しみながら無理なく継続できる介護予防活動を展開し、市民一人一人が能動的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう支援します。
- ・高齢者が地域の中でいきいきと活躍し、幅広く交流できるよう「活動」や「参加」の場づくりを支援します。
- ・元気な高齢者が地域の高齢者や子育て世帯などを支えていく「地域の力づくり」、その原動力となる人材・活動グループの発掘・育成などを通じて、健康寿命を延伸する取組を地域と一体となって進めていきます。

目標2：在宅療養支援を強化する

- ・本人の意向や心身状態、住環境、家族介護力等、一人一人の状況に合った適切な医療・介護を提供できる体制を構築します。
- ・医療や介護保険サービスだけでは、在宅生活の維持が困難なことに対して、在宅生活の限界点を高めるため、必要なサービスの供給体制の構築を進めます。
- ・サービス事業所や専門職と、市が一体となってサービスの質の向上に取り組めます。

目標3：地域で支え合う仕組みとつながりを強化する

- ・地域生活を支える住民・団体、医療・介護・福祉等の専門職などが連携し、課題解決や地域活動に取り組めるよう、地域のつながりを強化します。
- ・医療ニーズの高い要介護者が、医療や介護を受けることができるよう、医療介護の関係者の円滑な連携を進めます。
- ・認知症に関する啓発や認知症サポーターの養成等により、あたたかく見守られ過ごせる地域づくりを進めます。
- ・高齢者が虐待や消費者被害等に遭わないように、権利擁護を推進します。

日常生活圏域の設定

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活をしていくという観点から、市域を幾つかに区分した「日常生活圏域」ごとに介護基盤の整備が必要です。

本市の「日常生活圏域」については、「北部圏域」「中部圏域」「南部圏域」の3圏域とし、各圏域における地域特性と課題の把握に努めます。



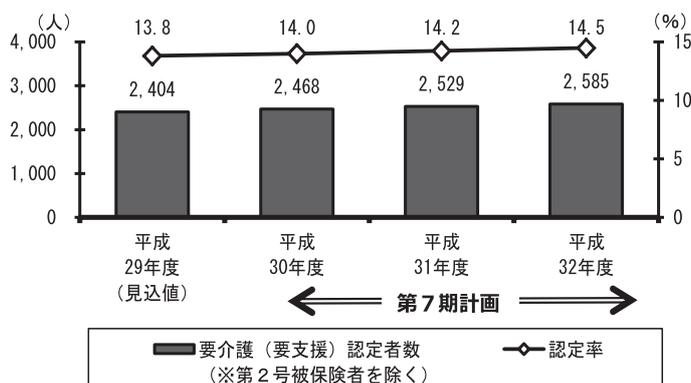
	北部圏域	中部圏域	南部圏域
地区（町名）	沓掛町、二村台、間米町	新田町、大久伝町、阿野町、西川町、三崎町	栄町、新栄町、前後町
人口	18,766人	23,972人	26,078人
高齢者人口（高齢化率）	5,086人（27.1%）	5,407人（22.6%）	6,919人（26.5%）
前期高齢者人口	2,680人（14.3%）	2,926人（12.2%）	3,640人（14.0%）
後期高齢者人口	2,406人（12.8%）	2,481人（10.3%）	3,279人（12.6%）
世帯数	8,027世帯	10,151世帯	11,202世帯
高齢者一人暮らし世帯数	717世帯	571世帯	741世帯

※高齢化率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、前・後期別の高齢化率の合計と一致しない場合がある。

資料：住民基本台帳（平成29年10月現在）

要介護認定者の推計

第7期計画期間（平成30年～32年）の要介護認定者数は、2.5千人弱から2.6千人弱で推移すると推計されます。



65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料（平成30年度から平成32年度）

第7期介護保険料は、月額基準額を5,515円とし、所得段階に応じて介護保険料の区分を13段階としています。

所得段階	所得等の条件		保険料	
			料率	保険料（年額）
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ③本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下		0.40	26,400円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え120万円以下	0.65	43,000円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える	0.70	46,300円
第4段階	本人が市民税非課税、かつ同一世帯に市民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下	0.90	59,500円
第5段階 (基準額)		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超える	1.00	66,100円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	79,400円
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満	1.30	86,000円
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.40	92,600円
第9段階		合計所得金額が290万円以上340万円未満	1.50	99,200円
第10段階		合計所得金額が340万円以上500万円未満	1.60	105,800円
第11段階		合計所得金額が500万円以上800万円未満	1.80	119,100円
第12段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.00	132,300円
第13段階	合計所得金額が1,000万円以上	2.20	145,500円	

注) 合計所得金額について

- ・所得段階の算定は、前年の課税年金収入額及び合計所得金額。
- ・第1段階から第5段階については、年金収入にかかる所得を控除した額。
- ・土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。

豊明市高齢者福祉課 〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
TEL: 0562-92-1261 FAX: 0562-92-1141

<平成30年4月より、高齢者福祉課から健康長寿課に課名が変わります。>

発行日 平成30年3月 発行 愛知県豊明市 編集 豊明市高齢者福祉課